岩手県教育委員会訓令第２号

事務局

教育機関

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年３月30日

岩手県教育委員会

委員長　八重樫　　勝

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成６年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表（第２条関係）

許認可等標準処理日数一覧表

区分	事務の名称	法　令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数
［略］							
学校教育	１　市町村立幼稚園の設置、廃止又は設置者の変更の認可	学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条第１項	30			学校教育室	30
	２　［略］	［略］					
	３　［略］	［略］					
	４　市町村立幼稚園の分校の設置又は廃止の認可	学校教育法施行令第23条	30			学校教育室	30
	５　市町村立義務教育諸学校の学級編制の同意	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第	30			教職員課	30

改正後

別表（第２条関係）

許認可等標準処理日数一覧表

区分	事務の名称	法　令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数
［略］							
学校教育	１　［略］	［略］					
	２　［略］	［略］					

５条 ［略］	［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。